

彦根総合地方卸売市場業務規程

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第6条－第15条）

第2節 買受人（第16条－第18条）

第3節 関連事業者（第19条－第23条）

第3章 卸売市場の業務の方法

第1節 開設者の業務の方法（第24条－第27条）

第2節 売買取引および決済の遵守事項（第28条－第38条）

第3節 その他の遵守事項（第39条－第40条）

第4章 市場施設等の使用（第41条－第51条）

第5章 監督（第52条－第54条）

第6章 雑則（第55条－第61条）

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、彦根総合地方卸売市場株式会社（以下「開設者」という。）が開設する彦根総合地方卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条第4項に規定する事項および施設の使用、監督、処分等について定め、市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産および流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市場の名称と位置)

第3条 市場の名称と位置は、次のとおりとする。

名称 彦根総合地方卸売市場

位置 彦根市安食中町327番地

(取扱品目)

第4条 市場の取扱品目は、次に掲げる生鮮食料品等とする。

(1) 野菜、果実およびこれらの加工品

(2) 生鮮水産物およびその加工品

(開場の期日)

第5条 市場は、次の各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除き毎日開場するものとする。

(1) 日曜日（1月5日および12月27日から12月30日までの日曜日を除く。）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日から1月4日までおよび12月31日

2 開設者は、特に必要があると認めるときは、休日に開場し、または休日以外の日に開場しないことができる。ただし、開場の期日を変更するときは関係者に周知するとともに、その旨市場内に掲示するものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業務の承認)

第6条 市場の卸売業者として、卸売業務を行おうとする者は、別に定めるところにより開設者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、第4条各号に掲げる取扱品目ごとに行う。

(卸売業者の数)

第7条 卸売業者の数は、取扱品目ごとに、次に掲げるとおりとする。

野菜、果実およびこれらの加工品 1

生鮮水産物およびその加工品 1

(保証金の預託)

第8条 卸売業者は、開設者から卸売の業務の承認を受けた日から起算して30日以内に、保証金を開設者に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第9条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、1,200,000円以上15,000,000円以下の金額の範囲内で開設者が別に定める。

(保証金の追加預託)

第10条 保証金について差押え、仮差押えまたは仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分またはその例による差押えがあったとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、開設者の指定する期間内に処分された金額または不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

(保証金の充当)

第11条 開設者は、卸売業者が市場施設使用料その他市場に関して開設者に納付すべき金額の納付を怠ったときは、保証金をこれに充てることができる。

(保証金の返還)

第12条 開設者は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ保証金を返還しない。

2 前項の規定により返還する保証金には、利息を付さない。

(卸売業務の承認の取消し)

第13条 開設者は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

(1) 承認申請が、偽りその他不正手段によるものと判明したとき。

(2) 開設者と卸売業者との間で締結した貸借借契約（第43条で規定する貸借借契約をいう。以下同じ。）に違反したとき。

(3) 卸売の業務を遂行するために必要な資力信用を有しなくなったと認められるとき。

(4) 第15条に規定にされている卸売業務廃止の届出をしたとき。

(事業報告書の作成と閲覧)

第14条 卸売業者は、事業年度ごとに卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「法施行規則」という。）第21条第1項の規定に定めるところにより事業報告書を作成し当該事業年度経過後90日以内に開設者に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち貸

借対照表および損益計算書に該当する部分の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 3 卸売業者は、前項の貸借対照表および損益計算書に該当する部分の写しについて閲覧の申し出があった場合には、法施行規則第21条第4項の規定に定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

(卸売業務廃止の届出)

第15条 卸売業者が、第6条の承認に係る卸売の業務を廃止しようとするときは、別に定めるところにより開設者に届け出なければならない。

第2節 買受人

(買受人の届出等)

第16条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、別に定めるところにより開設者にその旨届け出なければならない。

- 2 第1項の届出をし、別に定めるところにより買受人名簿に登載された者（以下「買受人」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅延なくその旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称または商号を変更したとき。
- (2) 住所または本店の所在地を変更したとき。
- (3) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

- 3 買受人が死亡または解散したときは、当該買受人の相続人または清算人は、遅滞なくその旨開設者に届け出なければならない。

- 4 第1項の買受人の届出の有効期間は、受理の日から起算して3年とし、別に定めるところにより更新するものとする。

- 5 第4項の規定による買受人の届出の更新の有効期間は、3年とし、それ以降の更新の有効期間も同様とする。

(買受人名簿からの消除)

第17条 開設者は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、買受人名簿から消除することができる。

- (1) 買受人の届出が、偽りその他不正手段によるものと判明したとき。
- (2) 卸売業者との間で締結した取引契約に違反し、卸売業者からその旨連絡があったとき。
- (3) 買受人が卸売を受けるために必要な資力信用を有しなくなったと卸売業者から連絡があったとき。
- (4) 別に定めるところにより買受人の廃止の届出をしたとき。
- (5) 第16条第4項の規定による買受人の届出の更新ができないとき。

(買受人の保証金の寄託)

第18条 買受人は、卸売業者の求めにより保証金を寄託しなければならない。

- 2 買受人は、前項の預託金の寄託を行うまで卸売業者が行う卸売を受けることができない。

第3節 関連事業者

(関連事業者の承認)

第19条 市場において、出荷者、買受人その他市場の利用者に便益を提供するため市場内の店舗、その他の施設において営業しようとする者は、別に定めるところにより開設者の承認を受けなければならない。

(関連事業者の保証金)

第20条 前条の承認を受けた者（以下「関連事業者」という。）は、その承認を受けた日から起算して30日以内に、保証金を開設者に預託しなければならない。

- 2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、業務を開始してはならない。
- 3 第1項の保証金の額は、関連事業者に係る市場施設使用料月額のうち12月分に相当する額の範囲内で、開設者が別に定める。
- 4 第10条から第12条までの規定は、関連事業者の預託した保証金について準用する。

(関連事業者の承認の取消し)

第21条 開設者は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 関連事業者の承認申請が、偽りその他不正手段によるものと判明したとき。
- (2) 第41条の規定により指定を受けた市場施設の使用条件に違反したとき。
- (3) 開設者と関連事業者で締結した賃貸借契約に違反したとき。
- (4) 関連事業者として営業するために必要な資力信用を有しなくなったと認められるとき。
- (5) 別に定めるところにより関連事業者の廃止の届出をしたとき。

(関連事業者への助言等)

第22条 開設者は、第2項の報告に基づき関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務について必要な限度において助言をすることができる。

- 2 関連事業者は、別に定めるところにより、毎年4月1日から翌年3月31日までの間における業務の内容について、その期間の末日から起算して90日を経過する日までに開設者に報告しなければならない。

(関連事業者の名称変更等の届出)

第23条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 関連事業を開始し、休止し、または再開したとき。
- (2) 氏名もしくは名称または商号を変更したとき。

- (3) 住所または本店の所在地を変更したとき。
 - (4) 関連事業を廃止したとき。
- 2 関連事業者が死亡または解散したときは、当該関連事業者の相続人または清算人は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

第3章 卸売市場の業務の方法

第1節 開設者の業務の方法

(開設者の差別的取扱いの禁止)

第24条 開設者は、市場の業務の運営に関し、卸売業者その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(開設者による売買取引の結果等の公表)

第25条 開設者は、市場における取扱品目に属する生鮮食料品等について、法施行規則第18条の規定に定めるところによりその日の主要な品目の卸売予定数量ならびにその日の主要な品目の卸売数量および価格その他の事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(開設者による売買取引の方法および決済の方法の公表)

第26条 開設者は、第29条において規定される売買取引の方法ならびに第32条において規定される売買仕切金、買付集荷の決裁の方法および第35条において規定される売買代金の支払期日、支払方法その他決済の方法について、法施行規則第19条の規定によるインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(開設者による市場の運営状況の報告)

第27条 開設者は、法施行規則第30条の規定に定めるところにより、滋賀県知事に市場の運営状況の報告をしなければならない。

第2節 売買取引および決済の遵守事項

(売買取引の原則)

第28条 取引参加者は、市場における売買取引を公正かつ効率的に行わなくてはならない。

(売買取引の方法)

第29条 市場における卸売は、せり売もしくは入札の方法または相対取引によるものとする。

(卸売業者の差別的取扱いの禁止)

第30条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者または買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第31条 卸売業者は、法施行規則第20条の規定に定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表し

なければならない。

(仕切り等)

第32条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書の送付について委託者との特約がある場合には、その期日）までに、当該卸売をした生鮮食料品等の品目、等級、階級、単価（せり売もしくは入札の方法または相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の消費税および地方消費税に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第36条ただし書の規定による卸売代金の変更をした生鮮食料品等については、当該変更に係る品目、等級、階級、単価、数量、単価と数量の積の合計額および当該合計額の消費税および地方消費税に相当する金額）、控除すべき次条で規定する委託手数料および当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税および地方消費税に相当する金額を含む。）ならびに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書を発行するものとする。

2 第1項の売買仕切金の送金については、原則毎月15日および末日に締め切り、売買仕切金を委託者ごとに集計のうえ締め切りした日の翌日に集計金額を口座振込するものとする。ただし、売買仕切金について委託者と別の取り決めがある場合には、その決定した支払期日にその決定した支払方法により決済するものとする。

3 卸売業者は、買付集荷をしたときは、原則毎月10日、20日および末日に締め切り、買付先からの納品書等により買付先ごとに集計のうえ締め切りした日から5日後に集計金額（消費税および地方消費税に相当する金額を含む。）を口座振込するものとする。ただし、買付先と別の取り決めがある場合には、その決定した期日までにその決定した支払方法により決済するものとする。

(委託手数料の率)

第33条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて委託者から収受する委託手数料の率を定めるときは、別に定めるところにより、あらかじめ開設者に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更するときも同様とする。

2 前項の規定により定め、または変更しようとする委託手数料の率は、別に定める品目の区分ごとに定めなければならない。

3 卸売業者は、第1項の規定により届け出た委託手数料の率を卸売場または市場内の自己の事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(出荷奨励金の交付)

第34条 卸売業者は、市場における取引品目の安定的供給の確保を図るために出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

(売買代金の支払期日、支払方法その他決済の方法)

第35条 買受人が卸売業者から買受けた生鮮食料品等の売買代金（消費税額および地方消費税額を含む。）の支払期日、支払方法については、原則毎月10日、20日および末

日（以下「締め切り」という。）に締め切り、請求書を発行のうえ締め切りから5日後に卸売業者から売買代金の回収業務を委託された業者が口座引落を行うものとする。ただし、買受人と卸売業者との間で、別に取り決めがある場合には、買受人はその決定した支払期日に決定した支払方法で決済するものとする。

（卸売代金の変更の禁止）

第36条 卸売業者は、卸売をした生鮮食料品等の卸売代金（消費税額および地方消費税額を含む。以下同じ。）の変更をしてはならない。ただし、別に定めるところにより、開設者が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

（完納奨励金の交付）

第37条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため買受人に対して完納報奨金を交付することができる。

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第38条 卸売業者は、法施行規則第22条の規定に定めるところにより、取扱品目に属する生鮮食料品等に関する事項について、開設者が別に定める時まで、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第3節 その他の遵守事項

（業務規程の遵守義務）

第39条 取引参加者は、この業務規程を遵守しなければならない。

（生鮮食料品等の品質管理の方法）

第40条 卸売業者および生鮮食料品等を扱う関連事業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品衛生に関する法令に即して、卸売市場の業務に係る生鮮食料品等の品質管理を行わなければならない。

第4章 市場施設等の使用

（市場施設の使用の指定等）

第41条 卸売業者および関連事業者が使用する市場施設（別表第1に掲げる施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、開設者が指定する。

2 開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、買受人その他前項に規定する者以外の者に対して別に定めるところにより市場施設の使用を許可することができる。

3 開設者は、卸売業者および関連事業者が市場施設の一時使用する場合には、別に定めるところにより市場施設の使用を許可することができる。

（市場施設使用の指定等の取消し）

第42条 開設者は、前条第1項の規定により市場施設を指定した場合において、使用条件に違反したときまたは締結している賃貸借契約に違反したことが判明したときは、指定を取り消すことができる。

- 2 開設者は、前条第2項の規定により市場施設の使用を許可し、賃貸借契約を締結している場合には、使用申請が偽りその他不正手段によることが判明したときもしくは使用条件に違反したときまたは賃貸借契約に違反したことが判明したときには、許可を取り消すことができる。
- 3 開設者は、前条第2項の規定により市場施設の使用を許可した場合であって賃貸借契約を締結していないときおよび前条第3項の規定により市場施設の使用を許可したときには、使用申請が偽りその他不正手段によることが判明したときまたは使用条件に違反したときには、許可を取り消すことができる。

(賃貸借契約の締結等)

第43条 第41条第1項の指定または同条第2項の許可を受けた者（以下「市場施設使用者」という。）は、遅延なく開設者と市場施設の賃貸借契約を締結しなければならない。ただし、開設者は、一時使用その他必要がないと認めるときは、賃貸借契約を締結しないことができる。

- 2 この業務規程に定めるもののほか、市場施設の使用について必要なことは、市場施設の賃貸借契約の定めるところによる。

(用途変更、転貸等の禁止)

第44条 市場施設使用者は、当該市場施設の用途を変更し、または当該市場施設の全部もしくは一部を転貸し、もしくは他人に使用させてはならない。ただし、開設者の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第45条 市場施設使用者は、市場施設に建築、造作もしくは模様替えを加え、または市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、開設者の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 市場施設使用者が前項ただし書の承認を受けて、市場施設に建築、造作もしくは模様替えを加え、または市場施設の原状に変更を加えたときは、市場施設使用者は、開設者の指示に従い、返還の際、原状に復し、またはこれに代わる費用の弁償をするものとする。

(返還)

第46条 市場施設使用者の死亡、解散もしくは廃業または業務承認の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人または本人は、開設者の指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、開設者の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の制限等)

第47条 開設者は、市場施設の修繕工事、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、市場施設使用者に対し、使用の制限または停止その他の必要な措置をとることができる。

(補修弁済)

第48条 故意または過失により市場施設を滅失または損傷した者は、その補修をし、またはその費用の弁済をしなければならない。

(市場施設使用料等)

第49条 市場施設使用者は、指定または許可を受けた市場施設について別表第1に定める市場施設使用料を納付しなければならない。

2 市場施設使用者は、指定または許可を受けた市場施設を使用しない場合であっても市場施設使用料を納付しなければならない。

3 既納の市場施設使用料は、返還しない。ただし、開設者が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市場において使用する電力、ガス、上下水道等の費用（消費税額および地方消費税額を含む。）およびこれらの設備の維持等に要する費用で開設者の指定するものは、市場施設使用者の負担とする。

5 市場施設のうち構造上軽易な部分の修繕等に要する費用で開設者の指定するものは、市場施設使用者の負担とする。

(会議室の使用)

第50条 会議室を使用しようとするものは、開設者に申請し、使用の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者（以下「会議室使用者」という。）は、使用の許可の際に、別表第2に定める会議室使用料を納付しなければならない。

3 既納の会議室使用料は、返還しない。ただし、開設者が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(市場施設使用料等の減免)

第51条 開設者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市場施設使用料または会議室使用料を減免することができる。

(1) 市場施設使用者または会議室使用者の責めに帰すことができない理由により、市場施設または会議室を使用できないとき。

(2) 市場施設使用者または会議室使用者が国または公共団体であるとき。

(3) その他開設者が特別の理由があると認めたとき。

第5章 監督

(報告および検査)

第52条 開設者は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、その業務もしくは財産に関し報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に卸売業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務もしくは財産の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(是正の求め)

第53条 開設者は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、その業務もしくは会計に関し必要な是正を求めることができる。

(その他の措置)

第54条 開設者は、取引参加者がこの業務規程またはこの業務規程に基づく処分に違反したときは、6箇月以内の期間を定めてその業務の全部または一部について、停止の措置をとることができる。

2 開設者は、取引参加者について、法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他従業員が、その法人または人の業務に関し、この業務規程またはこの業務規程に基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6箇月以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その取引参加者に対しても第1項の規定を適用することができる。

第6章 雑則

(市場への出入り等に対する指示)

第55条 市場への出入り、市場施設の使用または生鮮食料品等その他の荷物の搬入、搬出および場内の運搬については、開設者の指示に従わなければならない。

2 開設者は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用または生鮮食料品等その他の荷物の搬入、搬出および場内の運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第56条 市場へ入場する者および市場敷地内に入ってくる者（以下「市場入場者等」という。）は、市場の秩序を乱し、または公共の利益を害する行為をしてはならない。

2 開設者は、市場秩序の保持または公共の利益の保全を図るために必要があると認めるときは、別に定めるところにより市場入場者等に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(清潔な環境の保持)

第57条 市場施設使用者は、市場施設を清掃し、市場の清潔な環境の保持に努めなければならない。

2 開設者は、市場の清潔な環境の保持を図るために必要があると認めるときは、市場施設使用者に対し必要な措置を指示することができる。

(市場施設の管理)

第58条 市場施設使用者は、善良な管理者の注意義務をもって使用の指定または許可を受けた市場施設を管理しなければならない。

2 市場施設使用者は、市場施設の使用について、火災等の予防について必要な措置を講じなければならない。

(許可等の制限または条件)

第59条 この業務規程の規定による許可、承認または指定には、制限または条件を付することができる。

(災害時における生鮮食料品等の確保)

第60条 開設者は、災害の発生に際して生鮮食料品等を確保するため特に必要があると認められるときは、彦根市と協議しながら卸売業者または関連事業者に対して生鮮食料品等の確保について必要な指示をすることができる。

(委任)

第61条 この業務規程の施行について必要な事項は、開設者が別に定める。

付 則

- 1 この業務規程は、平成4年3月25日から施行する。
- 2 第49条第1項の市場施設使用料の額は、同項の規定にかかわらず、別に定める間、別表第1に定める額を超えない範囲内で別に定める。
- 3 この業務規程に基づく許可等の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則

この業務規程は、平成7年3月25日から施行する。

付 則

この業務規程は、平成8年7月1日から施行する。

付 則

この業務規程は、平成9年12月5日から施行する。

付 則

この業務規程は、平成11年12月16日から施行する。

付 則

この業務規程は、平成12年9月26日から施行する。

付 則

この業務規程は、平成14年3月26日から施行する。

付 則

この業務規程は、平成17年3月15日から施行する。

付 則

この業務規程は、平成17年11月1日から施行する。

付 則

この業務規程は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この業務規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この業務規程は、平成26年6月6日から施行する。

付 則

この業務規程は、令和元年10月1日から施行する

付 則

- 1 この業務規程は、令和2年6月21日から施行する。
- 2 この業務規程施行の際現に卸売業者として開設者と賃貸借契約を締結し、卸売業務を行っている者については、この業務規程による改正後の彦根総合地方卸売市場業務規程(以下「新業務規程」という。)第6条の規定に基づき卸売業者として承認を受けたものとみなす。
- 3 この業務規程施行の際現に買受人として承認され、卸売業者から卸売をうけている者については、新業務規程第16条の規定に基づき買受人の届出をしたものとみなす。
- 4 この業務規程施行の際現に関連事業者として許可され、市場内の店舗その他の施設において関連事業を営んでいる者については、新業務規程第19条の規定に基づき関連事業者として承認を受けたものとみなす。
- 5 新業務規程第41条の規定は、この業務規程の施行の日(以下「施行日」という。)以降に指定または許可する市場施設の使用から適用し、同日前に指定または許可した市場施設の使用については、なお従前の例による。
- 6 新業務規程第43条の規定は、この業務規程の施行日以降に締結する賃貸借契約から適用し、同日前に締結した賃貸借契約については、なお従前の例による。
- 7 付則第2項から前項までに定めるもののほか、施行日前にこの業務規程による改正前の業務規程(以下「旧業務規程」という。)によってした処分、手続その他の行為は、新業務規程中にこれに相当する規定があるときは、新業務規程の相当規程によってしたものとみなす。
- 8 付則第2項から前項までに定めるもののほか施行に関し必要な事項は、施行細則で定める。

別表第1（第41条および第49条関係）

市場施設使用料

次の表に定めるところにより算定した額に、消費税および地方消費税に相当する額を加算した額とする。

区 分		使用料の額（月額）	
卸 売 場		1平方メートルにつき400円に当該卸売業者の卸売月額（消費税額および地方消費税額を除く。）の1,000分の4を加えた金額	
買 荷 保 管 積 込 所		1平方メートルにつき400円	
青 果 倉 庫		1平方メートルにつき1,400円	
青 果 保 冷 庫		1平方メートルにつき2,500円	
水 産 冷 蔵 庫		1平方メートルにつき3,000円	
卸 売 業 者 等 事 務 所		1平方メートルにつき1,800円	
関 連 事 業 者 店 舗	北 側 店 舗	1平方メートルにつき2,900円	
	南 側 店 舗	1 階 部 分	1平方メートルにつき3,000円
		2 階 部 分	1平方メートルにつき1,500円
	食 堂		1平方メートルにつき2,000円
水 産 加 工 所		1平方メートルにつき1,700円	
青 果 加 工 所		1平方メートルにつき1,400円	

備考 1 卸売場の使用料の算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 市場施設の使用期間が1月に満たない月の使用料の額は、日割りにより算出して得た額とする。この場合において、1月は30日とみなして算出し、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第2（第50条関係）

会議室使用料

次の表に定めるところにより算定した額に、消費税および地方消費税に相当する額を加算した額とする。

区 分	使 用 料 の 額
第 1 会 議 室	1時間につき 300円
第 2 会 議 室	1時間につき 300円

備考 1 会議室の使用時間に1時間に満たない時間がある場合には、1時間に満たない時間を1時間とする。